

令和5年度若年技能者人材育成支援等事業推進計画

鹿児島県技能振興コーナー

I 趣旨

ものづくり産業における技能者を育成・確保するためには、熟練技能者による中小企業・業界団体や工業高校等学校での実技指導など、職業教育や実務教育等の充実が必要です。小・中学校の段階においても、技能の魅力や重要性、技能者の役割、技能の習得方法などの情報を提供し、ものづくりへの関心を高める教育を充実させることが重要です。

また、中小企業においては、生産性や品質の向上のために、デジタル技術を活用できる人材の育成も重要になっています。

これらの課題を解決するために、本事業の実施計画に基づいて、「地域における技能振興事業」や「ものづくりマイスターの活用」を実施し、県民がものづくりの魅力やものづくりマイスター等の高度な技能を知ること、ものづくりに関する理解が促進され、技能尊重気運を醸成するとともに、ものづくりマイスター等が実技指導を実施することで、若年技能者の人材育成や技能の継承に寄与します。

事業の実施に当たっては、連携会議を設置し、実施計画を踏まえた推進計画を策定して、関係機関・団体等の連携・協力の下に効果的かつ戦略的な事業展開を図ります。

II 推進計画

1 地域における技能振興の実施

(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等

① 技能五輪全国大会の予選の実施

「日本料理」の1職種（予定）を実施することとし、関係職種団体等の協力を得て広く選手を募集します。

② 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施

技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会に参加する選手等に対して、参加旅費及び工具等の運搬費を支援するとともに、鹿児島県技能競技大会実行委員会等の協力を得て、参加料及び強化訓練費を支援します。

・若年者ものづくり競技大会（静岡県 8月1日～8月2日）

・技能五輪全国大会（愛知県 11月17日～11月20日）

(2) 卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援

令和5年度の被表彰の紹介コンテンツのうち、被表彰者のプロフィール、仕

事に対する思い、これから入職する若者に伝えたいことについて、センターが示す編集方針に沿って被表彰者に対して取材を行い、取材結果をセンターに提出します。

(3) 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業の休止に伴う対応

両事業のいずれかの認定を受けた事業者から認定内容の変更・廃止等の相談を受けた際は、センターに問い合わせるように伝えます。

2 ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等について

(1) ものづくりマイスターの開拓

認定辞退者数や地域のニーズ等を踏まえて、ものづくりにマイスターが不足している職種を中心に、業界団体や技能検定委員等へものづくりマイスターに係るリーフレットを事前に配布するとともに、令和5年度に限り暫定措置として、新旧ものづくりマイスター認定基準で申請を受理できることから、個別に業界団体、企業・事業所を訪問し、積極的に掘り起こしに努めます。

(2) ものづくりマイスターへの説明

年度始めに、ものづくりマイスターに対して、技能振興コーナーの指示に基づいて活動する際の条件等について、文書により通知し説明します。

また、認定を受けたものづくりマイスターのうち、職業訓練指導員免許所持者など指導技法に関して一定の知識と経験を有する以外のものづくりマイスターに対しては、実技指導等に当たる前に指導技法等講習を受講する必要がある旨を周知します。

(3) 申請書類等のとりまとめ

ものづくりマイスター認定申請書の受理を行い、記載内容や添付書類を確認し、センターへ提出します。

(4) ものづくりマイスターに対する研修

新たに認定されたものづくりマイスターや過去3年間に活動実績の無いものづくりマイスターに対して、年2回程度を目安にセンターの準備する指導技法等講習の実施に関する支援を活用し、個人情報保護、ハラスメントの防止、若年者・学生等との接遇といった面の知識付与や結果報告の作成方法等の事務を含めた指導技法等講習を開催します。

3 ものづくりマイスターの活用に係る業務について

(1) ものづくりマイスターの派遣のための相談・援助等

技能振興コーナーの相談窓口には、2名のコーディネーターを配置して、年度始めに、業界団体、企業・事業所及び教育関係機関等への事業説明会の開催や個別に事業所等を訪問し、制度の周知等に努めます。また、県協会が実施している業界団体、企業・事業所、学校等への技能検定制度の普及や職業訓練指導員の育成等の際に得た実技指導に関する情報を活用しながら、人材育成に係る取組方法・訓練施設・設備等のコーディネート、実技指導等の相談・援助を行い、ものづくりマイスター派遣のコーディネート等を行います。更に、学校関係者で構成される「高等学校教育研究会工業部会」及び「中学校技術家庭科教育研究会」と連携して、学校派遣等に関する相談・支援を行います。

(2) ものづくりマイスターの派遣による指導の実施

昨年度及び本年度に派遣指導の実績がなく、人材育成、技能伝承等に熱心な業界団体、企業・事業所を訪問し、実技指導の新規活用を要請します。

また、工業高等学校等は、実技指導の新規活用や継続的な実技指導を要請します。

① ものづくりマイスターの派遣による実技指導を希望する企業・事業所、業界団体及び高等学校等については、次の内容で実施します。

ア 派遣対象

- ・企業・事業所(中小企業基本法第2条に定める中小企業者をいいます。)
- ・業界団体(商工会、協同組合等の事業主団体や産別労働組合をいい、法人格の有無は問わない。)
- ・高等学校等(公共職業能力開発施設を除きます。)
- ・公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設のイベントエリア等

イ ものづくりマイスターの謝金・旅費、材料費等の経費の負担(限度額あり)

- ・業界団体、企業・事業所 昨年度及び今年度に派遣指導実績のないこと。
- ・高等学校等(学科) 派遣指導の実績は問わない。

ウ 実技指導の対象年齢

- ・指導対象者は、主に15歳から35歳未満の若年技能者とします。
ただし、35歳以上であっても、当該職種の技能が十分でない認められる対象者も含めて実施することはできます。
- ・高等学校等の教師も指導対象となります。

エ 公共施設等又はショッピングモール等民間施設のイベントエリアでの対

象年齢

- ・不特定多数の参加者に対して指導等を行う場合は、柔軟に対象年齢を設定して実施します。この場合、誰もが気軽に技能のすばらしさを実感できるような実演やものづくり体験を実施します。

オ 指導回数の上限

- ・業界団体、企業・事業所20回、高等学校等10回を上限として実施します。

- ② 業界団体、企業・事業所からのニーズに応じて、技能競技大会の競技課題又は技能検定試験問題を基に、ものづくりマイスターによる実技指導を実施します。

業界団体、企業・事業所に対しては、技能検定担当課が実施している技能検定制度の普及や受検勧奨の訪問時に、実技指導の活用を要請します。

業界団体、企業・事業所が自主的に行う研修や訓練等を事前に調査把握し、実技指導の活用を提案します。

- ③ 高等学校等からのニーズに応じて、技能競技大会の競技課題又は技能検定試験問題を基に、ものづくりマイスターによる実技指導を実施します。

(3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信

- ① 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」の発信を実施します。

地域若者サポートステーションから、様々な要因を抱え配慮が必要なニートの若者等に対する就労支援の要請があった場合は、サポステの情報を基に積極的にものづくり体験等の支援を行います。

- ② 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」の発信を次の内容で実施します。

ア 対象者

- ・小中学校等の児童・生徒、その教師及びその保護者等とします。

イ 実施

- ・原則として、小中学校等の学校ごとの学年単位とします。ただし、大規模校で一学年大人数となり、実施に支障が出ると想定される場合には、クラス単位や希望者だけの実施などにより対応を行います。

ウ 実施方法・内容

- ・原則として、対面方式による実施し、担任の教師等の同席をお願いしま

す。

- ・参加者の学年に応じて、ものづくりの楽しさを実感できるような実演やものづくり体験（IT分野を除く）を実施します。

エ 実施回数

- ・1回までとします。ただし、学年分け、クラス分けによる同一の学校での複数回の開催はこの限りではありません。

オ 実施時間

- ・1回につき2時間までとします。（準備・後片付けの時間は含まない。）

(4) 熟練技能者等による派遣指導の実施

ものづくりマイスターの対象職種でない業界団体、企業・事業所や農業・園芸系の学科が設置されている高等学校等対して、ものづくりマイスターの事業説明会への参加勧奨や個別に事業所等を訪問し、制度の周知等に努め、派遣指導の活用を要請します。

なお、熟練技能者等による派遣指導の実施については、3ものづくりマイスターの活用に係る業務の(2)ものづくりマイスターの派遣による指導の実施に準じて実施します。

4 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営

関係団体及び教育関係者等を委員とする連携会議を設置し、年2回開催します。

第1回 実施計画を踏まえたものづくりマイスターの派遣や技能振興の取組、事業実施に当たっての連携・協力の在り方の方針決定（推進計画の決定）

第2回 進捗状況報告及び次年度に向けた改善事項